

令和7年度 第4回四街道市ごみ処理対策委員会 会議録

【開催日時】

令和7年11月26日（水）14：00～16：00

【開催場所】

四街道市企業庁舎 2階 第1・2・3会議室

【出席者】

委 員	荒井 喜久雄会長、矢澤副会長、中山委員、荒井 秀一委員、土門委員、古川委員、麻生委員、櫻井委員、松坂委員、宮崎委員、中田委員、福田委員、神田委員、近藤委員（計14名）
事務局	鈴木市長（途中退席）、多田環境部長、青木環境部副参事、立崎廃棄物対策課長、池田ごみ処理施設整備推進室長、田中計画係長、水藤主任主事、高橋主事、株式会社環境技術研究所（3名）（計11名）

※傍聴人：0名

会議次第

1 開会

2 会長挨拶

3 答申

四街道市一般廃棄物処理基本計画について

4 議事

（1）四街道市一般廃棄物処理基本計画 令和6年度年次報告書（案）について

（2）次期ごみ処理施設整備事業について

（3）その他

5 閉会

事務局 本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻前ですが、ただいまより、令和7年度第4回四街道市ごみ処理対策委員会を開催いたします。

本日は、14名の委員にご出席いただきており、四街道市ごみ処理対策委員会条例第6条第2項に規定する委員の過半数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告させていただきます。

会議を始める前に、本日の資料を確認いたします。本日、配付いたしました資料として、机の上に置かせていただきました。

まず、会議次第、席次表、四街道市一般廃棄物処理基本計画（令和8年度～17年度）（案）修正箇所一覧、次期ごみ処理施設整備事業について、以上、4点を机に置かせていただきました。

それから、事前に送付させていただきましたのは、四街道市一般廃棄物処理基本計画令和6年度年次報告書（案）になります。資料はおそろいでしょうか、不足がある場合は申し出でなければと思います。

皆さんには事前にご連絡させていただきましたが、前回までご審議いただいておりました基本計画（案）に修正箇所がございました。大変申し訳ございませんでした。委員の皆さんには事前にご了承いただきましたとおり、この後の答申については予定どおり行わせていただきたいと思います。なお、修正した箇所につきましては後ほど説明させていただきます。

それでは、荒井会長よりご挨拶いただきたいと存じます。荒井会長、よろしくお願ひいたします。

荒井会長 こんにちは。ごみ処理対策委員会にご出席いただき、本当にありがとうございます。

今日は、今年の5月から始まりました対策委員会の締めの行事として、基本計画の答申書を市長さんにお渡しするというセレモニーが用意されているということでございます。

この間、皆さん方におかれましては、様々な知識、様々な経験を基に、様々な議論をしていただきまして、非常に四街道市にとっては良い基本計画が出来上がったのかなと思っています。深く感謝する次第でございます。

今日は第4回で、答申のほかに2つ、3つほどの議題が用意されております。最後まで、よろしくご審議のほどお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

次に、次第3、答申に移らせていただきたいと思います。荒井会長より鈴木市長へ、答申をお願いいたします。

なお、答申書の写しひつきましては、後ほど委員の皆さんにもお配りいたしますので、ご確認いただければと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

荒井会長 令和7年11月26日、四街道市長 鈴木陽介様。四街道市ごみ処理対策委員会会長 荒井喜久雄。四街道市一般廃棄物処理基本計画について答申でございます。

令和7年2月13日付 廃第84号で、当委員会が諮詢を受けた四街道市一般廃棄物処理基本計画に関するについて、下記のとおり答申します。

記 四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）について承認する。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、鈴木市長より皆さんに一言ご挨拶をさせていただきます。</p>
鈴木市長	<p>皆さん、こんにちは。四街道市長の鈴木でございます。</p> <p>本日は、お忙しい中お集まりを賜り、誠にありがとうございます。そして、日頃から四街道市に對して様々な形でエールを送っていただき、誠に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>令和7年2月13日に、先ほど答申いただきました基本計画について諮問をさせていただきました。本日の答申まで長期間にわたり慎重にご審議をいただき、また、先ほど荒井会長からもありましたように、様々な専門的な見地から皆さんの知見を集めていただいて、私も確認をさせていただきましたけれども、本当に市民だったり、事業者だったり、行政だったり、いろいろ役割がある中で、しっかり協力しながら進めていくという方向性が非常に分かりやすく書かれている計画になつたなと私も実感しております。本当にありがとうございます。</p> <p>皆さんには釈迦に説法でございますけど、今の日本は循環型社会、また、環境省もサーキュラーエコノミーとか、そういうことが非常に求められている中で、みんなでこの課題については取り組んでいかなくてはならないと感じております。本計画が四街道市にとって、といった機運をまた醸成し、また具体的な実行がなされ、こういったものがしっかり進んでいくことを私も願っておりますし、自分自身もしっかりと皆さんとともに取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>一言と言われたのですが、結構、しゃべってしまっているのですが。本計画は、この後パブリックコメント、また議会への報告を経て策定をさせていただきまして、廃棄物に係る施策は令和8年度からこの基本計画を基に進めていくわけであります。私たち市役所も常に改善を重ねて、しっかりやっていきたいと思っております。</p> <p>委員の皆さんには、今後ともお力添えをいただき、また、一緒に循環型社会に向けて取り組んでいただきたくご協力ををお願い申し上げますとともに、皆さんの今後、ますますのご活躍、またご多幸、心からご祈念申し上げ、まとまりませんが私の挨拶とさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。</p>
事務局	なお、市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。
鈴木市長	中座して申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。
事務局	それでは、これより委員の皆さんにも答申書の写しをお配りいたします。しばらく、そのままお待ちください。
	(答申書の写しを配布)
事務局	<p>それでは、議事に入る前に、会議の冒頭にお話しいたしました修正箇所について、ご説明をさせていただきたいと存じます。</p> <p>本日、表になっているものと、1枚イラストがついているものの2枚を配付させていただいております。そちらをもとに説明をさせていただきます。</p> <p>一番大きな訂正としましては、イラストがついているグラフになります。図5.1.10、生活排水処理率の実績と目標の比較となっておりますが、皆さんに事前にお配りしました基本計画（案）に</p>

つきましては、し尿のくみ取り人口のグラフと入替えになっておりました。

その前の10月の審議会までは、正しいグラフがついていたのですが、郵送させていただいた基本計画がし尿くみ取り人口のグラフに入れ替わっておりました。パブリックコメントの前には正しいグラフに差し替えまして、パブリックコメントの資料とさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

今のグラフの誤りを見つける際に、改めて資料の確認したところ、同じような文言が続いている箇所や文言が抜けている箇所がございましたので、それを一部修正させていただいたのが修正箇所一覧の表となります。本日、基本計画を持参いただくというお話にはなっていなかったので、お手元にない方もいらっしゃるかもしれないですが、こちらで修正箇所について一通り述べさせていただきます。

4ページ、本計画の適用範囲。一般廃棄物について示していたものが、図が令和7年度までの計画のものに変更されておりましたので、修正後は、委員会でお示ししていた図に戻します。

10ページ、高齢者人口の推移です。「令和2年度以降は微減傾向にあります」とありますが、2年度が一番ピークで高い値となっておりますので、「令和2年度をピークに微減傾向となっています」に修正をいたします。

26ページ、資源化量及びリサイクル率です。「リサイクル率の推移はほぼ同じ水準となっています」と説明しているので、「リサイクル率は令和5年度で上昇しましたが、令和6年度では微減となり、19.7%～20.7%で推移しています」という文言を削除させていただきました。令和5年度の値が、資源化として灰溶融を行った関係でリサイクル率が進んでいるのですが、ほかの年度はほぼ同じ水準でいますので、この一文を削除いたしました。

同じ26ページ、資源化量及びリサイクル率。「令和5年度から焼却灰の一部の溶融処理を開始した一方で」となっておりましたが、「令和5年度から焼却灰の一部について溶融処理による資源化を開始した一方で」と、資源化という言葉を付け加えさせていただきました。こちら、資源化量及びリサイクル率、資源化についての説明になりますので、資源化という言葉を追加させていただきました。

34ページ。①1人1日当たり総排出量と、②1人1日当たり家庭系ごみ排出量につきまして、「令和4年度までは前計画の目標値より排出量が多かったものの」という言葉を削除させていただきました。この数値目標を達成している部分について、表現方法を統一したことによるものになります。

39ページ、エコショップよつかいどう認定制度。郵送させていただいたものにはイラストがマイバックのイラストを載せているのですが、これを店頭回収の写真ですとか、エコショップよつかいどうがどういった取組かという例を、こちらに表記をする予定であります。

46ページ、資源化についての取組について。雑がみについて、「組成分析の結果では、令和6年度においては50%が可燃ごみに混在していることから、資源物として排出するよう、さらなる周知徹底が必要となっています」とありますが、こちら文言を精査しまして、「令和6年度の組成分析の結果、雑がみが可燃ごみの中に約50%混在していることから、資源物として排出するよう、さらなる周知徹底が必要となります」に変更させていただきます。

続きまして、53ページ、59ページにあります施策5.3の施策名です。「循環型社会推進のためのごみ処理システムの構築」。形成という文字が抜けておりました。「循環型社会形成推進のためのごみ処理システムの構築」とさせていただきます。

64ページ、3)環境学習の推進について。子供たちのイラストを載せさせていただいていたのですが、こちらは実際に四街道市で行っている授業の風景を写真にしたものを持せていただく

予定とします。子供たちについては、個人情報等、顔が写らないような形で配慮しているので、黒板とこちらの職員が講師をしているような写真をこちらに載せる予定です。

66ページ、3) 食品ロス削減施策の浸透の課題について。「周知が限定的であること等、市全体への削減効果にはつながりにくい状況にあることが考えられます」という文言が、ちょっと分かりにくい部分がございましたので、「全市的な削減には至っていないことが考えられます」と変更させていただきます。

67ページのイラスト部分です。食品ロスに関する削減のイラスト。今あるイラストが料理を提供しているようなイラストになっておりますが、イラストを変更させていただく予定です。野菜を小売りしている様子でしたり、冷蔵庫の中身をチェックしているようなイラストに変更させていただきます。

71ページ、施策2.1 フードドライブ実施につきまして、フードドライブの実際の写真をこちらに追加させていただく予定です。

同じ71ページ、食べきり協力店制度。現在使用している写真を、解像度の高いものに変更をいたします。

77ページのイラスト部分。イラストが生活排水を表わしているものが少しいmageしづらいかと思いましたので、「生活排水について」というコラムの形にしまして、どのように生活排水が流れていくか、どういった処理をしているかというものを環境省の資料を使用して、コラムの形で掲載をさせていただきます。

87ページ、生活排水処理率の実績と目標比較。先ほど説明しましたとおり、し尿くみ取り人口のグラフになっておりましたので、正しいものに修正をいたします。

下のイラスト部分も、自然環境のイメージのイラストになっておりますが、こちらにつきましても、浄化槽を使用してきれいにしましょうという形のイラストに変更させていただきます。

前回の10月までで、皆さんに審議をいただいて、いい基本計画になるように審議を進めていただいていたのですが、少し修正箇所が多くなってしまっておりまして、大変申し訳ございません。

この後、パブリックコメントを12月15日から実施する予定ですが、その前までに再度、今、修正を考えている箇所以外にも細かい文字の誤字脱字等がある可能性もございますので、さらにこちらで精査をして、修正箇所等がございましたら、そこを修正した形で皆さんにお配りして、パブリックコメントに臨みたいと考えております。修正箇所が多くなってしまって、大変申し訳ございませんでした。

以上です。

ただ今説明をさせていただきました中で質問はございますか。

(質問なし)

事務局

いろいろ修正があり、ご迷惑をおかけして大変申し訳ありません。きちんとしたものを作り上げるために、何とかパブリックコメント前には皆さんのお手元に届くようにしたいと思います。

ちなみに、パブリックコメントは12月15日から開始しますので、その前までにはきちんとしたものをご送付させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、この後の会議の進行に入っていきます。会議の進行については、四街道市ごみ処理対策委員会条例第6条第1項の規定により、荒井会長に議長をお願いいたします。荒井会長、よろしくお願ひいたします。

荒井会長	<p>それでは、会議次第に従い議事を進行いたしますので、ご協力お願いします。</p> <p>先ほどの修正ですが、見直せば見直すほど必ず出てきますので、どこかで切らざるを得ないですけど。現時点で一番いい選択をしておくのが必要かなと思いますので、発表された内容についてはきっと筋の通るような文書にして発表していただきたいなと思っています。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、議事録署名人の選出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>会議録の作成につきましては、四街道市ごみ処理対策委員会運営要領第6条第1項の規定に、「会長は会議終了後、速やかに会議録を作成し、これを保存しなければならない」となっています。</p> <p>議事録を作成、保存するに当たり、内容を確認していただく議事録署名人を選出していただきます。選出方法は特に決まっておりませんので、会長の指名により議事録署名人を2名選出していただきます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
荒井会長	<p>それでは、事務局から説明がありましたとおり、私から議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>議事録署名人は、中田委員さんと福田委員さんにお願いいたします。よろしいでしょうか。</p>
	(「承知しました」の声あり)
荒井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、会議の公開・非公開について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>会議の公開・非公開については、四街道市ごみ処理対策委員会運営要領第4条に「委員会の会議は公開とする。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合はこの限りではない」と規定されています。</p> <p>事務局では、本日の会議が個人情報に関すること、及び公開することにより議事運営に著しい支障が生じるものには該当しないものと考えておりますが、同条第2項の規定に基づき、会議の公開・非公開の決定については、会長が委員会に諮って決定するものとなります。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
荒井会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、運営要領第4条第2項の規定に基づき、会議の公開・非公開につきまして、委員の皆さんにお諮りいたします。</p> <p>本日の会議を公開としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
荒井会長	<p>異議なしということで、本日の会議は公開といたします。</p> <p>会議資料については、審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準の規定により、傍聴人は会議資料を閲覧することができますが、このうち、会議次第以外の資料については会議終了後に回収するということでよろしいでしょうか。</p>

委員一同	(異議なし)
荒井会長	<p>異議なしでございますので、資料は会議終了後に会議次第以外を回収することいたします。</p> <p>それでは、傍聴人の方がいらっしゃいましたら、入室していただきます。</p>
事務局	現在、傍聴人はおりません。
荒井課長	<p>この後、傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、会議の途中であっても随時入室していくことといたします。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。</p> <p>議題1、四街道市一般廃棄物処理基本計画 令和6年度年次報告（案）について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>年次報告書の作成は、四街道市一般廃棄物処理基本計画中間見直しの91ページに定められておりまして、計画を推進するために進行管理として毎年度点検・評価を行い、四街道市ごみ処理対策委員会へ報告することとなっております。</p> <p>それでは、令和6年度年次報告書（案）についてご報告させていただきます。</p> <p>目次の後の1ページをご覧ください。ごみ処理基本計画に係る施策の実施状況の具体的な施策、取組ごとに40項目、生活排水処理基本計画に係る実施状況は20項目の評価項目があり、本日はそのうち重点項目として挙げられているものと、昨年度と取組状況や評価の変更があったもののみを説明させていただきます。</p> <p>2ページをご覧ください。評価方法をこちらに記載しております。第2章 ごみ処理基本計画に係る施策の実施状況、第3章 生活排水処理基本計画に係る施策の実施状況については、具体的な取組の実施状況によりまして、一番上の個別評価の箇所、実施しているものを○、実施はしていますが改善の余地があるものを○、実施に向けて準備中のものを△、調査検討中または未実施を□として評価をしています。</p> <p>なお、参考として、主な取組の実施状況について実績値が挙げられている項目がございますが、これはあくまでも参考数値として記載をしておりまして、評価の基準にはしておりません。</p> <p>また、個別の取組に係る評価を点数化して、点数合計の平均値を出して、表のとおり総合評価の基準を設けました。</p> <p>第4章は、指標の進捗状況についての評価を行い、数値目標により評価をしています。数値目標に達しているものを○、数値目標達していませんが、前年度よりは改善されているものを○、目標に達成しておらず、数値が横ばいのものを△、数値目標に達成しておらず、数値が目標年度の数値から遠ざかっているものを□として評価をしています。</p> <p>それでは、第2章、ごみ処理に係る施策の実施状況について説明をいたします。3ページをご覧ください。</p> <p>基本方針1 2Rを意識した3Rの推進です。1－1 発生抑制・再使用・資源化の推進の中段の(2)発生抑制・再使用的さらなる推進が重点項目となります。</p> <p>①発生抑制・再使用的推進につながる意識啓発の実施。1)リサイクルショップ・フリーマーケット活用の奨めは、市ホームページでフリマアプリの活用を啓発するとともに、リサイクルショップの活用促進に向けて、新たに民間企業との連携を検討しました。そこで、個別評価を○としました。</p>

2) リユース品交換制度活用の奨め。令和6年10月に市役所の新庁舎が開庁となりまして、1階ロビーのリサイクルコーナー及び2階の廃棄物対策課にリユース品情報を掲示しております。個別評価を◎としました。

3) 食品ロス削減に係る意識啓発の実施は、引き続き食べきり協力店の募集を行ったほか、11月に開催した市産業まつりで市内の大学と連携し、規格外野菜等を活用した「食材使いきり料理」としてマフィンの紹介・販売を行いました。個別評価を◎としました。

4) 生ごみリサイクルの意識啓発の実施は、生ごみ処理容器・発酵資材を市民に無料配布したほか、生ごみの減量を目的とした「ごみを減らそう講習会」を2回開催しました。講習会は、1回目を初心者向け、2回目を経験者向けとして、堆肥化を行う上で疑問やうまくいかなかったことなどの話合いの場を設けるなど、堆肥化を継続しやすい環境を整えました。個別評価を◎としました。

以上のことから、①の総合評価を昨年度に引き続き◎としました。

続きまして、②発生抑制・再使用の推進のための制度の継続、充実、導入についてです。

1) 家庭系ごみ処理手数料制度の導入は、令和2年9月に手数料制度を導入しておりますので◎。なお、家庭系ごみ排出量は令和6年度が1万6,911トンで、導入後毎年度減少しております。

2) は、再掲ですので割愛させていただきます。

3) 良質な粗大ごみの補修・販売制度は、次期ごみ処理施設と一体で検討することとしていますので、評価は□としました。

4) フードドライブの実施については、市及びイトーヨーカドー四街道店でフードドライブを実施しておりますので◎とし、②の総合評価は昨年度に引き続き○としました。

6ページをご覧ください。1-2 3R推進のための仕組みづくりです。(4) 発生抑制・再使用のための側面支援は重点項目となっております。

①市民・事業者の発生抑制のための自発的活動の側面支援。1) 自発的活動を促進するための情報提供。2) 生ごみ処理容器・発酵資材を配布については再掲のため説明を割愛します。総合評価は、昨年度に引き続き、◎としました。

②エコショップ制度の側面支援については、認定店に現在の取組状況を紹介し、ホームページ及び産業まつり等で紹介をしておりますが、さらなる側面支援が必要と考えて昨年度と同様○としました。なお、店舗数は6店舗から5店舗に変更をしております。

③事業系ごみの分別の徹底及び資源物の自己処理の要請については、昨年度と同様13店舗の展開調査を実施し、全て分別指導となっており、改善の余地があると考え、昨年度と同様○としました。

⑤拡大生産者責任の明確化についてですが、昨年度と同様本市が加入している「全国都市清掃会議」を通じ国に対して要望を上げておりますので◎としました。

④の家庭系ごみの処理手数料制度の導入、⑥リユース品の交換制度の充実、⑦食べきり協力店制度の側面支援、及び⑧雑がみの分別支援の1) 雑がみを分別し排出することを周知は、再掲のため説明を割愛させていただきます。

8ページ、2) 雑がみの回収方法の検討は、令和5年度から回収用網袋をごみ集積所に設置し、回収を実施しておりますので昨年度と同様⑧の評価は◎としました。

9ページをご覧ください。基本方針2 市民・事業者・行政の協働 2-1 市民の取組 (6) 循環型社会を構築するためのライフスタイルの転換 ②ごみの減量化、資源化等環境問題に関心を持つ 1) 生涯学習まちづくり出前講座を活用したごみ減量化・資源化に関する講座、見学会等の実施についてですが、令和5年度の評価では出前講座の実施がなかったため、令和4年度の評価◎

から○に変更としていましたがしましたが、施策の実施状況を評価するに当たって、「ごみの減量とリサイクル講座」というメニューを出前講座に設けていることから、出前講座の申込みがなくとも◎でよいのではという意見がありまして、今年度は出前講座の実績はありませんが評価は◎としました。

なお、②の総合評価は昨年度と同様、今年度も◎となっています。

10ページ、(7) 分別排出への協力です。①分別を徹底し、異物混入を防止。1) 分別が不十分な集積所の排出ごみについて、違反シールを貼付し、分別徹底を促すは、不適正に排出されたごみ袋に違反シールを貼付していることから、先ほどの説明と同様、実施をしているために◎としました。

なお、シール貼付枚数は年々増加していることから、シール以外のより効果的な適正排出を促す方法を検討する必要があると考えています。

15ページから16ページ、3-2 中間処理施設の整備です。全般について、令和6年度はごみ処理の広域化を含めた次期ごみ処理施設の整備手法について、八街市とのごみ処理の広域化することとし、昨年度までの状況から話が進んだために、評価を△としました。なお、本年度の次期ごみ処理施設整備事業の状況につきましては、後ほど議題2として説明をいたします。

17ページ。3-3 最終処分の検討 (20) 最終処分方法の検討 ①災害廃棄物の最終処分対応についてです。災害時における協力体制に関する協定を令和5年2月に締結し、5年度は特に何も行っていないとして○としていましたが、協定締結をしていること、また、その締結事業者と6年度には話し合いを持ち協定内容の確認を取っていることから◎としました。

3-4 適正な事業経営の推進です。(21) ストックマネジメント体制の整備については、先ほど説明をいたしました、ごみ処理の広域化について話を進めたことから、昨年度の評価の□から6年度は△としました。

ごみ処理に係る施策の実施状況については以上となります。

18ページからは、生活排水処理基本計画に係る施策の実施状況になります。

22ページをご覧ください。2-3 行政の取組です。(9) 本計画での基本理念及び基本方針の周知 ①生活排水処理の基本理念及び基本方針を市民、事業者に周知と行政の積極的行動。こちらについては、この一般廃棄物処理基本計画及び年次報告書を公表していることから◎としました。

なお、昨年度まで、2) 印旛沼流域環境・体験フェアに参加するという項目がありましたが、このフェア自体が未実施であったことから△、総合評価が○となっていました。フェア自体は、市が主催しているものではなく、また基本計画にも特に取り組む内容として表記されていない項目だったことから、今回は具体的な取組から項目を削除し、総合評価を◎としました。

26ページからは、第4章 指標の進捗状況について記載しています。各項目の数値目標と令和6年度の実績については、27ページからのグラフの提示により説明をしてまいります。

まず、27ページ、1人1日当たり総排出量です。令和6年度の実績は717g、目標値は757gでしたので、実績値は当該年度及び計画最終年度の目標値を達成しています。達成した主な要因は、市民のごみ減量意識の高まりや「ごみ処理手数料制度」の導入などにより、生活系ごみ排出量が減少したことによるものです。評価は◎としました。

28ページ、1人1日当たり家庭系ごみ排出量についてです。令和6年度の実績は481g、目標値は497gでしたので、実績値は当該年度及び計画最終年度の目標値を達成しています。達成した主な要因は、市民のごみ減量意識の高まりや「ごみ処理手数料制度」の導入により、可燃ごみの排出量が減少したことによるものです。評価は◎としました。

29ページ、リサイクル率です。令和6年度の実績値は21.8%、目標値は23.6%で、実績値は前年

度と比較して0.9%減少し、目標値に対して未達成となりました。達成できなかった主な要因は、回収している資源物が減少していることや、焼却残渣の再資源化量が前年度よりも少なかったことが挙げられます。目標値の達成に向けて、今後も市民・事業者・行政が一体となり、より一層努力することが必要となります。前年度よりも数値が減少しているため評価は□となります。

30ページ、最終処分率です。令和6年度の実績値は8.5%、目標値は9.2%で実績値は当該年度及び計画最終年度の目標値を達成していますが、前年度に比べて0.6%上昇しています。達成した要因は、市民の分別・リサイクル意識の高まりや、前年度に引き続き、埋立て処分をしていた焼却残渣の一部を再資源化したことによるものです。数値が上昇した要因は、焼却残渣の資源化量が前年度よりも少なかったことが起因しています。前年度と比較して0.6%上昇はしていますが、目標値を達成しておりますので評価は◎となります。

続きまして生活排水についてです。公共下水道接続人口は令和6年度が8万756人、目標値は7万9,629人で、実績値は当該年度及び計画最終年度の目標値を達成しています。主な要因は、公共下水道接続人口区域の増加によるものです。令和6年度の人口の数値が微減している要因は公共下水道区域内の人口が減少したことが挙げられます。評価は◎となります。

32ページ、合併処理浄化槽人口です。令和6年度の実績は1万1,968人、目標値は1万1,280人で、実績値は当該年度及び計画最終年度の目標値を達成しています。主な要因は、公共下水道未接続区域の人口増加等に伴い、合併処理浄化槽の設置者が増加したことによるものです。評価は◎となります。

33ページ、単独処理浄化槽人口です。令和6年度の実績は1,208人、目標値は1,780人で実績値は当該年度及び計画最終年度の目標値を達成しています。前年度までは数値に変化がありませんでしたが、今年度は前年度に比べて51人減少と合併処理浄化槽への転換が進みました。今後もより一層、合併処理浄化槽等への転換を促進することが必要となります。評価は◎としました。

34ページ、し尿くみ取り人口です。令和6年度の実績は2,443人、目標値は3,236人で実績値は当該年度及び計画最終年度の目標値を達成しています。推移としましては前年度よりも減少しており、合併処理浄化槽等への転換が進んでいます。今後もより一層、合併処理浄化槽等への転換を促進していく必要があります。評価は◎としました。

35ページにはまとめを記載しております。各種施策の総合評価について、全60項目のうち◎が48項目、○が5項目となっており全体の約88%で取組が実施できています。

一方で、△及び□が計7項目となっており、そのほとんどがごみ処理の基本方針3 適正処理の構築で掲げられている施策となります。その中でも、次期ごみ処理施設整備の検討については、ごみ処理の広域化について八街市と協議を行いましたので、話は進んでいる状況として△といたしました。

そのほかの項目については、市民意識・ニーズの変化、廃棄物の質的多様化など、社会の諸変化に応じて、新たな取組みの導入や既存の取組の見直しの検討を行いました。

次に、指標の進捗状況の評価につきましては、全8項目のうち、◎が7項目、□が1項目、リサイクル率となっておりまして。特に◎となった項目については、既に最終年度の目標値を達成しています。

また、□となつたリサイクル率は前年度よりも数値が減少しております。皆さまにお配りした資料には数値が上昇となっているかと思いますが、リサイクル率は昨年度と比較して低下しているため減少となります。目標も未達成となっているため、今後の分別のさらなる周知・徹底と再資源化に取り組みやすいような環境づくりを行っていく必要があると考えております。

まとめの中段から下は、説明いたしました各施策の項目評価と数値目標の達成状況を示してお

	<p>ります。</p> <p>以上で説明は終わります。よろしくお願ひいたします。</p>
荒井会長	<p>ただいまの説明について、質問と意見に分けて審議していきたいと思います。質問と意見、なかなか分けにくいとは思いますけど、説明内容が分かりにくいところがあったら質問という形で、こうしたほうがいいのではないかという考え方があつたら意見で聞き取りさせていただきたいと思います。</p> <p>では、まず質問がありましたら、よろしくお願いします。</p> <p>私から口火を切らせていただきます。4ページの②の発生抑制・再使用の推進のための制度の継続、充実、導入があつて、家庭系ごみ処理手数料制度の導入があります。これを見ると、明らかにごみが減ってきてているのが分かります。一般的にごみ処理手数料を導入すると、導入した初年度、2年目ぐらいはぐっと減るのですが、リバウンドと言っていますが、ある程度年数がたつと、また元に戻ることが観察されているわけです。こちらの場合はどういう状況か、分かつたら教えてください。</p>
事務局	<p>会長からご質問がありました家庭系ごみ処理手数料制度の導入について、家庭系ごみ排出量の推移が、グラフの28ページに記載をしておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>四街道市の現在の計画、平成28年からですが、その前年度の平成27年度からの推移、実績としてこちらに載せております。一番ピークとなっている令和元年度から令和2年度が、ちょうど新型コロナの時期と重なりまして、どの市町村もこちらでピークを迎えております。その期間と同時に四街道市はごみ処理手数料の導入をしたことで、特に減少の幅が大きいグラフになっているかと思います。</p> <p>本日、最初に答申をいただきましたごみ処理基本計画については、今、会長がおっしゃったとおり、ごみ処理手数料導入がこのまま続くとは考えていないため、これからのごみ処理基本計画は、今回の令和6年度の数値がそのまま推移していくものと単純推計では考えまして、これをいかに、どう減らしていくかで、様々な施策を考えるという計画を立てております。</p> <p>以上です。</p>
荒井会長	<p>導入した効果は非常にあったと。でも、これから鈍化する恐れがあるから、それに合わせていろいろ施策展開したいということでよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
荒井会長	<p>ほかの方はいらっしゃいますか。特に無いようでしたら、意見に移させていただきたいと思います。</p> <p>それでは、ご意見のある方おっしゃっていただけたらと思います。</p> <p>私から、質問を兼ねて意見を言わせていただきます。10ページに分別排出への協力があります。分別が不十分な集積所の排出ごみについては違反シールを貼付し、分別徹底を促す。令和5年度は2万1,000枚、6年度は3万1,000枚で、増えているので、ここを評価したらどうかということだと思います。</p> <p>簡単に、いわゆる不適正な違反シールが増えるということは、排出状況がよくないといいう評価になると思います。その辺をはっきり峻別して、評価の方法はそれに合わせた形。シールを出</p>

さないのは適当ではないでしょうし、シールを出したから分別収集ができているということには、なかなかならないのかなと思います。それについて評価の仕方を考えていかなきやいけないのかなという意見です。

事務局 今、会長がおっしゃられたとおり、シールを貼って不適正に出されたごみを収集しない方法を取っているのですが、収集されなかつたごみを必ずしも排出したご本人がきちんと気がついて、回収して、適正な方法として排出されているかどうかという点は疑問が生じているところです。中には、そのまま置かれていて、周囲の人が見かねて連絡を下さる部分も多くあります。

この評価としては、シールを貼っていることをしていますよという形で◎としておりますが、それが分別排出への徹底を促しているかどうかに結びついているかどうか、確かに疑問が残るところですので、こちらについては改めて評価方法を検討してまいりたいと思います。

以上です。

荒井会長 よろしくお願いします。

ほかに、何かございますか。

松坂委員 資料の34ページ、評価の欄にあることは分かります。なぜ、誘導する先は公共下水道でなくて合併処理浄化槽へなぜ誘導するのか。その辺が分からぬのですが。四街道市は、当然、農村地帯もたくさんありますから、それなりの理由は分かります。地形の関係もありますから。やっぱりこの辺が限度なのでしょうか。

合併処理槽にもなっていないところは、垂れ流しになっている状態でしょうか。

事務局 公共下水道の未設置の区域に関しては、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿くみ取りの3種類となります。合併処理浄化槽については、トイレ以外の台所ですとかお風呂ですとかの生活雑排水も全て含んだ形で処理をされていますが、単独処理浄化槽、し尿くみ取りに関しては、基本的にはトイレ以外の生活雑排水はそのまま排出されているので、環境によくないところでの値となります。

以上です。

荒井会長 何かございますか。

トイレと雑排水、台所の水も含めて、洗面所、こういったのも一緒に処理できるのが合併浄化槽。単独浄化槽はトイレだけを処理している。だから、それ以外の排水については、河川なり何なり排水溝へ排出してしまう。だから、環境に負荷を与える可能性はある。それから、くみ取りについてはくみ取りそのものですので、雑排水については排水溝、あるいは河川に流すことになります。

全国的に見ても、下水道は、場合によってはすごい山奥に持っていくといけないといけないし、それこそ人がほとんど住んでないようなところについても、設備投資して配管をしないといけないことがあります。そのため合併処理浄化槽を入れようという方向性を出している市町村が多くなっています。

河川、あるいは排水溝に直接流すような水を減らすことが、環境守るために重要なかなと思います。その1つの手段として、合併処理浄化槽がある。そういうことでいいですか。

事務局	<p>四街道市の区域については、ある程度の人口密集している箇所には全て下水道が入っている形です。未接続の部分に関しては、合併処理浄化槽を進めている状況となっています。</p> <p>あとは、ストックマネジメント。今まで、既に下水道が入っているところが老朽化しておりますので、そこを適正な形で管理していくところが重点的なところとなっております。</p> <p>以上です。</p>
荒井会長	ほかに何かありますか、どうぞ。
福田委員	<p>評価について、質問を兼ねてお伺いしたいです。9ページの施策内容②ごみの減量化云々で、1)生涯学習まちづくり出前講座を活用したごみ減量化云々について、先ほどのご説明では、希望者なしで実施してなくても、出前講座を設定したから◎にしているというご説明だったと思います。取組は、あくまでも「講座見学会等の実施」となっている以上、実施回数ゼロで◎は、ちょっと違和感があるなと思いました。</p> <p>それと、2年続けて実施ゼロも、もっと別の角度から考える余地があるのでないかなって気がしました。</p> <p>その下、2)小中学生を対象とした「ごみの減量と分別講座」の実施です。これも◎ですが、あくまでも小中学生用となっている以上、やっぱり中学生もやっておいたほうがいいのではないかって気がしました。</p> <p>揚げ足を取るようで申し訳ないんですけど、この辺の評価が若干甘いような気がしました。</p> <p>以上です。</p>
荒井会長	事務局、お願いします。
事務局	<p>出前講座につきましては、教育委員会で出前講座制度がありまして、廃棄物対策課では「ごみの減量とリサイクル講座」という講座をご用意していますよという形で周知をしているんですが、講座を開いてくださいという申込みがございませんでした。</p> <p>また、小中学生を対象とした「ごみの減量と分別講座」につきましても、小中学校の校長が集まる会議に参加をさせていただいて、廃棄物対策課ではこういう講座を用意しているので、ぜひ授業で取り上げてくださいという依頼をさせていただいているのですが、それぞれの学校の授業のコマ数というか、対応ができるかどうかという部分もございますので、その中で手を挙げてくださったのが、こちらに記載をしている学校となっております。</p> <p>先ほども、講座を用意している部分で◎と評価をしているのですが、もしこの部分が、評価が甘いので○のほうがよいのではないかというご意見がございましたら、変更して評価を公表することも可能ですので、ぜひ委員の皆さんまで、どちらのほうがよろしいかというのを決めていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
荒井会長	働きかけはしているけど、なかなか効果が出なかった。評価は、結果でしか評価なかなかできないから、今のご意見を取り入れて、これを◎から○に変えることのご提案だったと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。
神田委員	実際に実施していない学校で、抜いた草をそのまま大きなコンテナのようなものに入れて、い

っぱいになつたら収集するという実態が吉岡小ありました。実施していないことが、そのようなことが平気で行われているのかなというように感じました。ただ、依頼を待っているだけではなくて、実際はどうなっているのか、その辺りを廃棄物対策課で学校に尋ねて、それだったらこの講座をいかがでしようかというところまで一歩進めてやっていただければ、ぜひお願ひしますということにはならないでしょうか。そういうところまでやって、初めて○がつくのかなと思います。

荒井会長 達成したというとそれで終わっちゃうけど、○ぐらいにしといて、やっぱり実態をきちんと把握した上で、働きかけをしたほうがよろしいのではないかというご意見だったと思うのですけど。そういう方向でよろしいですか。

近藤委員 私、近藤と申します。この○だとか△だとかということについては、どの観点で見るかということだと思います。普通は、結果が出て○だぞということだと思うのですが、ごみ処理のこれだけの項目の中で、結果がどうだった、前年比と比べるのではなく、まず私は、手つけた、それで○なり○で、結果については、要検討でいいのではないかと思います。

それから、内容については、その中でもほとんどが○で、△が1個だ。△が1個ということについて、どこかということで評価しますと、4ページにあるような、良質な粗大ごみの補修・販売制度。これは、大変難しいことだと思います。

その上の2)のゆずります、ゆずってくださいですが、ゆずりますの実績が令和5年度が72件だったものが令和6年が29件に減った。これは、周知が下がってきたのかなと見えます。ただ、ゆずってくださいが7件から17件になっているので、そういうニーズはあった。

それから、四街道市の中でもリサイクルショップみたいなところがあって、かなり繁盛していることがあるので。2)、3)、もっと突っ込んでいかないといけないんだなど。

こういう評価をして、評価については、取りあえず手をつけたのだということの評価でよろしいのではないかと思います。これは1つ、私の意見になります。

今発言させていただいたので、もう一つ、7ページを見させていただければ、⑤拡大生産者責任の明確化となっていますけど、きっとこれ、事務局の中でも、全都清、大きなところの上部団体で拡大生産者責任に訴えているので、そういうことだなと。ただ、拡大生産者責任（EPR）についても役所、霞ヶ関でもまさに問題になっているんですけど、実態問題としては、このEPR（拡大生産者責任）については、ある程度の責任は事業者に負ってもらってるのではないだろうかと、こういう認識なんです。

容り協で決められた中のものについてもそうですし、その他のプラスチックも集めなさいと。なかなか集めることに対して、生産者責任の移行までは難しい現状もあるので、このところについては、今、違反ごみが増えてきたこともあって、容り協の中で自治体がしっかり集めるんだけど、なかなかこういう形で分別ができるないと。それは市民の問題なのか、物を作っている生産者の問題なのか。このところを、全都掃について、もっともっと全都掃で、拡大生産者責任はいつも言っているんです。毎年、ずっと言っているんです。ただ、言っているだけのように聞こえるところもあるので、四街道市としては、具体的にこういう問題がある市民については、もっと啓蒙する、啓発する、連絡も取っているので、集めやすいように事業者に改良、改善で、生産者責任で。もっとこの辺は、具体的にやれば、四街道としてのごみ処理対策については、踏み込んでよく考えているんだなということになると思いますので、この辺については検討、ひとつよろしくお願ひします。

	長になりましたけど、2点申し上げました。
荒井会長	端的に言わせていただくと、手をついているところについては、それなりに手はついているのだから、取りあえずいいでしょう。ただ、生産者責任については、まだまだ改善の余地があるから、取組について検討していただきたい。こういう整理でよろしいですか。
近藤委員	はい。
荒井会長	では、そういう方向でよろしいでしょうか。取りあえず、問題意識は持ってもらいたいのだけど、いわゆる手をついている。さっきの小中学生の何とか、見学のとか、そういったところについて、問題意識持ってそれなりに動いているから、それはそれでその評価でよろしい。ただし、拡大生産者責任については、もう少し市としてできることを検討してほしい、そういう整理でよろしいでしょうか。
	では、そのようにやらせていただきます。いいですか、事務局はそれで。
事務局	ちなみに今、神田委員さんがおっしゃられた、各小学校にコンテナを置いて、草木を集めて、そのまま処分されてしまうのは、そのまま焼却処分等をしているのではなくて、きちんとバイオガスとかリサイクルをされる業者さんに運んでいるので、全てがそのままごみとして扱っているものではないですが、ただ、一般の市民とか生徒さんから見ると、どうなってるのかなというところはあるかもしれないで、そういったところも含めながら環境学習が進んでいけばいいなと、こちらも思っております。
神田委員	そういうことをしているということを、市民に理解してもらうというのも大事だと思います。私も存じ上げてなかったものですから、校庭に大きなコンテナが置いてあったので、半年ぐらいずっと置きっぱなしになっていたので、どうなっているのかなって思いました。 それと、置き場所をちょっと、子供の学習の場でありますので、運動場の片隅という感じではないですね。やっぱり大きなコンテナだから、移動の問題もあると思うのですけど、そういうことも配慮して欲しいと思います。
	そうでなくても、学校が行きたい場所にだんだんにくくなっている現状がございますので、学校の環境も含めて、環境の方は、ごみ処理のことだけに関してになると思いますけど、そこまで配慮していただけと。そういうことも教育委員会と話し合って、それを市民に理解してもらうことがされば、いいのではないかなと思いました。
荒井会長	何か、事務局ありますか。
事務局	一言付け加えさせていただくと、学校から排出されるごみは、あくまでも学校からの事業として出るごみですので、こちらの部分で決めているものではなく、学校それぞれが契約をして、排出をしている部分となります。 ただ、市役所という全体的な部分でお話ができる部分に関しては協力をしながら、一事業者としてのごみの排出については進めていければと考えております。
	以上です。

荒井会長	今のご意見を反映しながら進めていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひします。 ほかに何かございますか。
宮崎委員	<p>10ページに、分別が不十分な集積所の排出ごみについての違反シールが書いてあります。この効果はどの程度、把握していらっしゃるのでしょうか。</p> <p>例えば、同じような出し方をしていても、違反シールが貼られることがあります。私の置いている場所で、時々そういうものを見かけます。特に、秋口になりますと、皆さん、お庭の木を切ったりされますので。それも、適正な長さに切って束ねてあるものに違反シールが貼られていることも、先日ありました。</p> <p>何でこれがここに置かれて、そのまま行ってしまうのかなというごみが、時々見受けられることがあります。ですから、違反シールが適正に使われているのかどうか、枚数が多くなったから、効果が出たということではないと思うのですが、いかがでしょうか。</p> <p>もう一つ、雑がみに関して。前にも申し上げたことあるかと思いますけど、雑がみの出し方が、新聞と一緒に、袋の中に新聞屋さんが配達したものを、全部そのままそっくり入れる方もあるんじゃないかなと思います。私は、新聞紙と広告等の雑がみ、その他の雑がみ、全部区分けして出しますけど、そうしない方も多いと思います。</p> <p>雑がみの概念といいますか、そういったものに対しても、もっと市民に働きかける必要があるのではないかなど、かねてから色々な場面で申し上げていることですけど、なかなかそれが徹底されていないのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
荒井会長	シールの話と雑がみの話。分別区分をどう皆さん方に理解していただくかというところだと思いますけど、よろしくお願ひいたします。
宮崎委員	<p>追加でいいですか。雑がみで出したくない、例えば牛乳パックのようなものですとか。牛乳パックも、1リットルの大きいものはきっちり束ねて、持つていってもらえるのですが。例えば、小さなヨーグルトとか、500ミリのものとか、なかなか、これは回収してもらえない場合が多いです。そうすると、それも雑がみに入れなければならない。これは再生できるのにと思いながら、雑がみに入れなければならないといったようなこともあります。</p> <p>こういうことって、これは前にも申し上げていますけれど、生産者への働きかけもある程度必要だろうし、雑がみ等の回収してもらえる業者さんも、それを持っていかないということが現実的にありますので、その辺も含めてご回答をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、1点目の違反シールの効果についてですが、こちらはクリーンセンターで実施しているものになります。実際には、ごみの収集委託業者にお願いをしている部分ですけど、その時点で違反だと思われたものにシールを貼って、その場に置いておく。ご自身で出したものが置かれていると気がついた方は、当然、それを回収して、適正な形にした上で再度出すものがあると思うんですが、そのまま置かれているものもございます。その場合は、1週間から10日間程度、クリーンセンター、委託業者さんが様子を見て、置かれている場合は、クリーンセンターで回収をしている流れになっております。</p> <p>実際の収集担当はクリーンセンターですが、廃棄物対策課にもこの違反シールに関しては苦情の電話が入ってまいります。適正に出されているのに持つていってもらえなかつたというお話をたまに来る場合もあります。その場合は、クリーンセンターに連絡をして、実状を把握していただ</p>

いて、その後の対応を取っていただくという方法を取っています。

実際に、貼付枚数も増えている部分で、違反シールを貼ることによって、どれだけ分別徹底がなされているか、やはり疑問が残る部分ではございます。ここにつきましては、クリーンセンターとよりよい方法を検討しながら、分別の徹底を進めてまいりたいと思います。

次に、雑がみに関してですが、雑がみについては、排出方法が2通りございます。1つは、紙袋のようなものに入れて、ひもで縛って出す方法。それから、網袋を各集積所に設置することになりましたので、網袋に入れて出す方法の2種類があります。ほかの紙の収集日に雑がみがどの程度混じっているか、こちらでは現時点では状況が把握できておりません。

紙類に関しましては、各集積所に集めたものを、そのまま紙の業者さんに直接搬入をしている部分がございます。ここに関しましては、何か情報がありましたら、提供ができればと考えております。

そして、紙パックですけど、四街道市の場合、紙パックとして集められるのが1リットルの飲料用の紙パックだけとなっております。小さいサイズに関しては、可燃ごみとして出してもらうよう周知をしております。

自治体の中には、様々な、いわゆる再生が困難である雑がみに関しても収集をして、リサイクルができるという業者さんに卸して、再資源化ができる体制を整えている自治体もございますが、四街道市の場合、搬入できる業者さんと、あとは運搬のコスト、距離、様々な面を考えて、今の時点では、現在再生業者に持つていけるものを雑がみ、もしくは紙類として回収していく、いわゆる再資源化が困難な雑がみに関しては、現時点では可燃ごみとして収集をしている状態です。

これが、コストの面もそうですし、何らかの新しい再生ルートがあるなど、何らかの方法ができた場合はそういう可能性もありますが、今の時点では、一番効果的な方法として、今のやり方を取っているのが今の状況です。

以上です。

荒井会長

その辺を周知徹底することは、非常に大事なことかなと思います。ぜひ、周知していただけたら。

土門委員

今、おっしゃったシールのことは、消費者友の会でも問題になりました。そして、植木、50センチに切って束ねてもシールが貼られたということがありましたので調べたところ、業者さんによつて違うらしいんです。あとは、小さな牛乳パック。あれは、私たちは、グリーンの網の袋の中に入れております。それができなかった場合は、紙袋に入れて、名前を書いていくと、必ず業者さんが持つていきます。

出す私たちがもっと気をつければ、業者さんも置いていかないので。50センチ以上のものの中に違うものが入っていた場合もあるので、必ずしもシールが貼ったからってことで困らないでください。それは、私たち出すほうにも問題があります。それが、私たち消費者友の会の結論でした。

荒井会長

その辺も、全市域にわたって徹底する必要があるかなと思います。

近藤委員

この紙の問題について、1つ意見です。紙は、昔から集めて、専ら物に指定されていまして。専ら物ということで、今までの業者さんの権利等もあるので、容り法で決められている紙でもアルミが入っているだとか、どうだとか。自治体で集めるのも、なかなか難しいという一面もあつたり

する。こういうこともありますので、例えば雑誌とか新聞紙とか厚紙とか、区別がなかなかつけづらい、分かりづらいこともある。

ですので、これはもう一度、四街道に専ら物をやられている業者さんがどのぐらいあるか分かりませんけど。それから、地域の集まりだとか、学校でよく集めているとか、この辺でもう一回、どういう形で集めるんだろうということで徹底して、それでもやっぱりあふれたり、分からぬんだということについては、市のお仕事ですから、どういう形でやるか、その部分は、もう一度、徹底したほうが分かりいいのではないかと思います。よろしくお願ひいたします。

荒井会長

いわゆる、取り扱っている事業者さんの流通経路を調べたほうがいいのではないか、それによって判断していったほうがよろしいのではないかというご指摘だと思いますので、よろしくお願ひします。

どちらかというと、市に対する注文になってしましましたが、取りあえずこの評価については、先ほど近藤さんが指摘されたような形で整理をするということによろしいでしょうか。

矢澤副会長

質問と提案です。今、議論している6年度の年次報告書の評価は、基本計画のほうで現在の評価が空欄になっていますよね。そこに入るということでよろしいですか。

事務局

はい。

矢澤副会長

こちらは、5年度の評価が○、○がずっと書いてあります。これは単年度評価なので、6年度の結果しか書いてありませんが。例えば、令和5年度から6年度にかけて評価が変わった部分。今、口頭でご説明はいただきましたけど、そこは少し明記されたほうがいいのかなと思います。変わった理由を簡単に付け加えていただくと分かりやすいかなと思います。これはご提案です。

荒井会長

市のほう、よろしいですか。経年的に見ていったほうが、よく分かるだろうということだと思います。

事務局

はい。

荒井会長

それでは、以上の、皆さま方の意見を反映して、直すところは直して。それから、日頃、行政として取り組んでいる仕事の内容について、例えば分別の徹底、分別の周知なんてことについても取り組んでいただくことで、今日の整理とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

松坂委員

本日は、この委員会で最終的には市長に対して答申をするということですから、これから、私が申し上げることは、手元にあります計画書を直すという意味は全然ありません。これは、学術論文などの立派なものができたと思います。

この後、これに基づいて行政がいろいろ手立てを考えるときの参考に申し上げますけど。皆さんの手元にあります計画書の10ページ、4番の外国人人口の推移が出ているんです。これを見ますと、去年の末で3,800人ぐらい外国人がいるらしいです。所帯の数、恐らく1,000所帯ぐらいあるかと思います。大体、このグラフを見ていくと漸増の状況ですから、また五、六百人増えているかもしれません。

実は、申し上げることは、一口に外国人といいましても、日本の国のやり方、制度は、国籍を問

わないで外国人を招き入れていますから、問題は廃棄物処理なんて段階になってきますと、言葉が通じないとルールが守られないという問題が、私が住んでいるところ以外にもたくさんあります。

外国人が転入してきたときにどういう資料を渡しているのかを市役所の1階にブースがあるのでそこでもらいました。見ましたら、確かにたくさんの外国語があります。だけど、国籍を問わないで、袋の中に入っているたくさんの資料がある中で、相手を選ばず、英語であったり、フランス語であったり、アラブ語であったり、みんな渡していることがあるようです。この辺に1つ問題があります。

ごみ処理の現場で、クリーンセンターが対応するようなことではなくて、制度的に、この委員会のミッション、アサインメントでないのですが、転入してきたときに渡すべき書類の内容を、この担当する課のみならず、ほかの課も含めて、書類をよく検討する必要があると私は思います。

この辺は、今日、これが答申を市長にして、この委員会が終わりますと答申されるわけですから。それはそれで結構ですが、これに基づいて、新しく入ってくる住民に対して、もっと効果のあるような出し方を考えていってほしいなと思っています。

荒井会長

ちなみに、答申は終わっています。先ほど、市長に手渡していますから。蒸し返していただくと、皆さん、忙しい時間を割いてお見えになっているから、その辺は理解していただきたいなと思っています。

それでは、先ほど言いましたように、年次報告書については指摘の点を直す。それから、評価の仕方について点検をすることで、取りあえず、この中身についての議論は以上とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次、議題2の次期ごみ処理施設整備事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、私から次期ごみ処理施設整備事業について説明させていただきます。

本日、次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況についてご説明してこなかった委員さんが多数おられますので、資料のご説明の前に、口頭でこれまでの経緯の概略をご説明したいと思います。

市では、平成27年度より、吉岡区内の次期ごみ処理施設等用地おきまして、次期ごみ処理施設等の事業を進めておりまして、平成28年2月に地元吉岡区と基本合意書を締結したほか、一般廃棄物処理施設整備基本構想や一般廃棄物処理施設整備基本計画の策定、あとは生活環境影響調査の実施、用地造成基本設計の策定、都市計画の変更などの事務を進めてきたところでございます。

本委員会でも、吉岡区内での次期ごみ施設整備に係る一般廃棄物処理施設整備基本構想、焼却施設の処理方式の選定について、ご審議していただいた経緯がございます。

平成30年1月には、仮称四街道市次期ごみ処理施設の整備・運営を行う事業者の選定のための総合評価、一般競争入札のご報告を行いました。しかしながら、平成30年3月に、用地内の1か所においてふつ素の基準値不適合が確認された結果、入札は中止となりました。その後、土地の履歴を調べる地歴調査や表土の汚染状況を調べる表土調査、深度方向の汚染の状況を調べる深度調査などを行ってまいりました。令和5年度から令和6年度にかけましては、土壤等調査委託という名称で、調査の締めくくりの調査を行ってきたところでございます。

土壤調査と平行しまして、令和4年度から広域化を含むあらゆる可能性の検討を開始しまして、施設の整備手法としては広域化が最もいいという結論に至ったことから、今年度八街市と広域化の協議を開始したところでございます。

簡単ではございますけど、ここまででの経緯は以上になりますと、お配りした資料のご説明をし

たいと思います。吉岡区での次期ごみ処理施設整備事業についてという表題の資料をご覧いただければと思います。図面も一緒にお配りしておりますので、併せてご覧いただければと思います。

1ページ目の1. ごみ処理施設等用地の現状です。土壤の基準値不適合としまして「ふつ素及びその化合物」と「鉛及びその化合物」が確認されておりまして。地下水のほう、基準値不適合として「ふつ素及びその化合物」、あとは、「水素イオン濃度」いわゆるpHになりますけど、そちらも基準値不適合が確認されている状況です。

用地の現状につきましては、お配りしたA3の図面資料の1枚目、ホチキス止めの2枚目になります。別添基準値不適合土壤範囲図をご覧いただければと思います。こちらの図面になりますけど、「ふつ素及びその化合物」の溶出量基準値不適合の土壤の深さを示したものになります。汚染の深さにより色分けをしておりまして、汚染が確認された深度のメートル数を四角の真ん中に記載しているものになります。

図面中央より右側、方角でいきますと東側となりますけど、もともと谷津であった区画になります。もともと、ここが、平成28年2月から埋立てが行われまして、谷津が埋め立てられたという経過がございます。もともと、谷津であった区画になりますけど、最も深い場所で20メートルの深さまで基準値不適合が確認されたという結果が出ております。

続きまして、お配りしたA3の図面資料の2枚目、ホチキス止めの3枚目になります。別添基準値不適合地下水検出位置図をご覧いただければと思います。令和5年度より土壤等調査委託の中で、埋立てが行われた埋め土層内の地下水を調査するため、30か所に観測井を設置しまして、調査を行ってまいりました。複数の観測井で「ふつ素及びその化合物」の地下水基準値不適合が確認されております。なお、水素イオン濃度、pHについても一部で基準値不適合が確認されている状況でございます。

1枚目の資料の中段、②次期ごみ処理施設の整備を進めるに当たり、土壤汚染対策法という法律が適用となります。その第14条に基づく申請を行いまして、汚染の除去や拡散防止の対策が必要な「要措置区域」と、健康被害が生じる恐れがないとされる「形質変更時要届出区域」の指定を県から受けることを想定しておりました。

市としては、用地内の土地の中で、対策が必要な土地とそうではない土地の明確な区分けがなされまして、必要な対策を講じれば周囲に影響は生じないことが明確となるため、この区域指定を受けるための準備をこれまで進めておりました。

その下の表で整理しておりますけど、要措置区域と指定された場合は、早急な汚染除去等の措置が必要となるのに対しまして、形質変更時要届出区域と指定された場合にはこれが不要となる形になります。

ただし、本事業では、埋め土層内の地下水基準値不適合が発覚したことによりまして、形質変更の制限がかかることとなります。四角で囲った、埋め土層内の地下水の基準値不適合が発覚したことによる形質変更（掘削工事等）の制限をご覧いただければと思います。

土壤汚染対策法第14条申請について、県が所管になります、県と事前相談をしていく中で、地下水の基準値不適合が浅い深度でも確認されており、建築物の基礎工事のような深い掘削を伴う場合は、地下水が深部へ移動、また周囲に拡散してしまう恐れがあるため、「形質変更時要届出区域」であっても、地下水に影響を与えない対策工事を行うことが土壤汚染対策法上の取扱いとして必要であることを本年9月に確認したところでございます。

現状のまま管理を行う場合には問題はないと考えておりますけど、ごみ処理施設の建設では、基礎などの掘削工事が基準値不適合の地下水に影響を与えてしまうため、工事を行う際には、流出防止対策工事の実施が必須となるという状況でございます。

次のページ、③基準値不適合の地下水流出の対策工事になります。これにつきましては県にも確認しましたが、建設工事などに伴って発生する基準値不適合の地下水流出対策工事の方法として、2つの方法が考えられる状況です。

例として挙げてございます。1つ目、用地内の不適合範囲を囲うように、地中に鋼矢板などにより遮水壁を設置することで、内部の地下水と外部の地下水を遮断しまして、地下水の揚水設備、要するに、くみ上げる形になります。揚水設備を設置し、継続的に排水処理を行う工事。例の2つ目、原因である基準値不適合土壌の掘削除去工事を行いまして、原因を除去してしまう方法が考えられます。

ただし、例として挙げたどちらの工法の場合であっても、工事に際して、周辺の土留め工や地下水処理など、高度な施工管理と技術が必要な状況でございまして、施工が困難な状況となっております。

④ごみ処理施設建設工事に伴う対策工事のリスクです。③の対策工事を行う場合でも、技術的制約に加えまして、深部掘削による周辺地盤や地下水への影響が生じる恐れがありまして、周辺への影響リスクをさらに増大させる恐れもあります。

また、掘削深度が深くなればなるほど施工が困難となりまして、土留め、地下水の揚水、仮設工、土砂の運搬・処分の費用も比例して増大することになります。深度が20メートルにも及ぶ広範囲の掘削除去や遮水壁の設置は莫大な事業費となりまして、工事の実施は事業自体の実現可能性を大きく損なうことになってしまいます。

2. 吉岡区での次期ごみ処理施設整備事業の中止についてですが、土壤汚染対策法のガイドラインに沿って、基準値不適合の地下水に対する対策工事の検討や、施設予定地を拡張した上での施設位置変更等、施設整備に向けたあらゆる検討を今日に至るまで行ってまいりましたが、対策工事が技術的に難しいこと、莫大な費用が発生することから、事業を進めることは困難と考え、事業中止の判断に至ったところでございます。

3. 今後の次期ごみ処理施設建設事業ですが、今後につきましては、次期ごみ処理施設の整備手法については広域処理が優位であることから、広域化を前提とした検討を進めていきたいと考えております。

説明は以上になります。

荒井会長

吉岡区での次期ごみ処理施設整備事業について報告がありました。基本的に、結論からすると、

2. 吉岡区での次期ごみ処理施設整備事業の中止について、今後の次期ごみ処理施設建設事業について、この2つが結論だと思います。

何か、ご意見、ご質問ありましたら。

近藤委員

そもそもその話ですけど、吉岡地区の土壌がなぜ汚れてしまったのですか。

事務局

説明が少し不足していて、申し訳ありませんでした。

この土壤汚染の原因ですけど、平成27年11月に隣接地の所有者と市が土地の交換等、隣接地と市の間に谷がございまして、それを埋め立てる契約を結びました。その埋立てについては、隣接地の所有者が行うという契約の内容でございました。ご説明したとおり、その埋立てによって入った土砂が、ふつ素などによって汚染されていたということでございます。

以上です。

荒井会長 近藤委員	埋立てをして、その埋め立てた土砂の中に汚染物質が入っていたということです。その埋立ての土砂がこういう状況になったのは、法的には問題ないですか。
事務局	<p>法的にはというのは、複数の観点からお答えする必要があろうかと思います。まず、埋め立てた土砂について汚染が確認されておりますので、当然、我々としては、今、ご説明した土壤汚染対策法に基づいて対応が必要になってくるのが、行政法上、必要になってまいります。</p> <p>また、汚染土を入れられておりますので、当然、市に損害が生じていることになります。隣接地の所有者及び隣接地の所有者と契約して埋立てを行った業者に対して、市が損害賠償請求訴訟を提起しまして、その訴訟で市の主張が認められて、損害賠償も、今、賠償金の回収をしている状況です。</p> <p>以上です。</p>
荒井会長	よろしいですか。
近藤委員	はい。
荒井会長	<p>土壤汚染の話は、非常に大変ではありますね。土対法に沿ってやることしか言えないでしようけど、損害賠償の訴訟に入っているということですので、やむを得ない判断かなと思っております。</p> <p>それでは、これについては了承するということでよろしいですか。</p> <p>それでは、2点目の議題につきましては、了承することにしたいと思います。</p> <p>続きまして、最後の議題3、その他に移ります。</p> <p>まず、事務局より、前回の質疑で回答保留事項について回答をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、前回のごみ処理対策委員会で2点ほど質問がございましたので、それについてお答えをいたします。</p> <p>まず、ごみ処理基本計画の生活排水処理の部分について、河川等の調査。こちらの水質のデータについて、どういった形でのデータになりますかという質問をいたしました。</p> <p>こちらにつきましては、四街道市内4河川ございます。鹿島川、小名木雨水幹線、手縫川、勝田川という4か所で水質を調査しております。これら、それぞれ水系の調査地点について、年度ごとに4回調査を行っております。各地点ごとで平均値を出しまして、その平均値をさらに平均した数値、例えば4か所の数値を平均して、それを4か所分まとめた形で平均化した数値が河川のBODの平均値として、こちらグラフに載せてございます。</p>
矢澤副会長	了解しました。
事務局	<p>次に、食品ロスの実態調査について。直接廃棄については、消費期限・賞味期限表示の有無、日時を記録しましたという記載については、特に結果について言及がないんですけども、何か特徴的なことがありますかというご質問をいただきました。</p> <p>調査につきましては、環境省の「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋解体調査手</p>

順」に従って、直接廃棄の場合、いわゆる手をつけてない食品のうち、消費期限・賞味期限の表示があるものについては、品目名と期限の日付を記録するとなっております。こちら、各期限内、期限切れ、それぞれについて分類して計量することになっております。

ただいま資料をお配りさせていただきますので、少々お待ちください。

今、お配りした資料は、令和7年1月に実施しました食品ロス実態調査の結果の抜粋となります。例えば、もねの里地区では、食品廃棄物の総量の87.56キログラムのうち、直接廃棄が何キロあるか。また、さらにその中で、消費期限・賞味期限内のもの、期限切れのものがそれぞれ何キロあるか、記録をしております。

今回の調査結果や、今後も行なっていきます調査結果を基に、これから施策の検討を行ってまいりたいと思います。

以上です。

荒井会長

2点、報告がありました。河川の調査の平均値とは何かについて。もう一つは、食品ロス量の記録整理で、ペーパー1枚に記録されているとおりです。

このことについてご意見、ご質問ありましたら、よろしくお願ひします。

最近、テレビで広告出して、大体450万トンぐらいの食品廃棄物があると報道されていました。その量からすると、四街道市から出る量はそんな多くはないと思いますけど、それでもこれだけの量が出てきているということなので、今後もいろんな形で食品ロスをなくすような取組をしていくことが必要かなと思います。よろしくお願ひします。

それでは、本日の議事は全て終了しました。進行を事務局にお返しいたします。長時間にわたり議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございます。

事務局

荒井会長、ありがとうございました。委員の皆さんにおかれましても、長時間にわたりまして慎重な審議、ご意見等を賜り、ありがとうございました。

本日、答申をいただきました新しい四街道市一般廃棄物処理基本計画は、ご審議いただきました年次報告の評価も反映させまして、この後、パブリックコメント、議会報告へ経て、策定していきます。

昨年度から長い期間、本当に策定にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。また、委員の皆さんには、パブリックコメント前に基本計画書をご送付させていただきたいと存じます。併せて、年次報告書については、この後、修正等あれば直しまして、市ホームページで公開となります。

本日をもちまして、本年度の委員会開催は終了の予定です。お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。今後とも、市共々、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、令和7年度第4回四街道市ごみ処理対策委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。お疲れさまでございました。